

## 横浜市地域子育て応援マンション認定制度要綱

制定 まち住計第442号 平成20年10月30日

最近改正 建住政第2213号 平成29年4月1日

### (目的)

**第1条** この要綱は、子育てしやすい住環境の形成を図るため、子育て期の居住に適した仕様の住戸に地域向け子育て支援施設を備えた集合住宅を市が認定し市民に公表することにより、子育て世帯の住生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 横浜市地域子育て応援マンション

市内において整備される建築物(既に整備されているものを含む。)及びその敷地で、横浜市地域子育て応援マンション認定制度要領第2条の要件、同第3条の施設及び同第4条の基準に適合するものとして市長が認定するものをいう。

(2) 事業者

横浜市地域子育て応援マンションの認定を受けようとする者をいう。

(3) 計画認定

第6条第2項の規定による認定をいう。

(4) 計画認定事業者

計画認定を受けた者(これらを承継した者を含む。)をいう。

(5) 本認定

第10条第1項の規定による認定をいう。

(6) 本認定事業者

本認定を受けた者(これらを承継した者を含む。)をいう。

(7) 地域向け子育て支援施設

ア 保育所

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所

イ 地域子育て支援拠点

横浜市各区地域子育て支援拠点事業実施要綱で定める事業

ウ 親と子のつどいの広場

横浜市親と子のつどいの広場事業補助金交付要綱(平成14年8月27日福児第290号)で定める事業

エ 横浜保育室

横浜保育室事業実施要綱(平成9年4月1日福保推第18号)で定める事業

オ 小規模保育事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

カ 家庭的保育事業

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
- キ 放課後児童健全育成事業
- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項で定める事業
- ク 医療施設（小児科等）
- ケ その他の施設で市長が認めるもの

#### （事前相談）

**第 3 条** 事業者は、建築局住宅部住宅政策課に事前相談を行うものとする。

- 2 当該建築物が横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱（平成 24 年 12 月 3 日こ緊第 629 号）別表 1 又は別表 2 に該当する場合は、こども青少年局保育対策課と協議を行うよう努めるものとする。ただし、既に整備されているものについてはこの限りでない。

#### （地域向け子育て支援施設（第 2 条第 7 号キを除く）についての事前協議）

**第 4 条** 事業者は、地域向け子育て支援施設の設置について、市長に事前協議の申込みを行うものとする。ただし、当該敷地内に地域向け子育て支援施設が既に設置され、かつ供用開始されている場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、当該事業者と協議を行い、子育てを取り巻く周辺環境を総合的に勘案して、地域向け子育て支援施設の設置の必要性を判断するものとする
- 3 第 1 項の規定による申込みは、事前協議申込書（別記第 1 号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて行う。
  - (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物がわかるもの）
  - (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、地域向け子育て支援施設の位置等がわかるもの）
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 第 2 項の規定による協議の結果については、事前協議確認書（別記第 2 号様式）により通知する。

#### （市街地環境設計制度の協議）

**第 5 条** 横浜市市街地環境設計制度により地域向け子育て支援施設部分の容積率の加算を受けようとする事業者は、建築局建築指導部市街地建築課と協議を行うものとする。

#### （計画認定の申請及び計画認定）

**第 6 条** 事業者は、第 4 条の事前協議の結果、市長が地域向け子育て支援施設の必要性を認めた場合には、計画認定申請書（別記第 3 号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請することとする。

- (1) 第 4 条第 4 項の規定による事前協議確認書の写し
  - (2) 別表 1 に定める設計関係図書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請が第 2 条第 1 号の規定による要件及び基準に適合する計画である

と認めるときは、計画認定証（別記第4号様式）により計画の認定を行い、その旨を公表することができる。

3 前項の規定による公表方法は、市のホームページへの掲載等により、次の内容に関するものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 所在地
- (3) 地域向け子育て支援施設の種類
- (4) 住宅の認定項目
- (5) 認定日
- (6) 建築物の概要
- (7) その他

4 市長は、第2項の規定による計画認定については、当該横浜市子育て応援マンションの工事等が完了するまでに必要な期間を定めて認定する。

5 市長は、第2項の規定による計画認定を行わない場合においては、計画認定しない旨の通知（別記第5号様式）により事業者はその旨通知する。

#### （本認定の申請）

**第7条** 計画認定事業者は、前条の規定に係る工事等が完了したときは、本認定申請書（別記第6号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請することとする。

- (1) 別表2に定める設計関係図書
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### （既存の建築物等に対する本認定の申請）

**第8条** 地域向け子育て支援施設が既に設置され、かつ供用開始されている建築物及びその敷地において、事業者は、本認定申請書（別記第6号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請することとする。

- (1) 別表2に定める図書
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### （完了検査）

**第9条** 市長は、第7条及び第8条の規定による申請を受理した場合においては、当該建築物及びその敷地が第2条第1号の規定による要件及び基準に適合しているかどうかを検査する。

#### （本認定及び完了した旨の公表）

**第10条** 市長は、前条の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が第2条第1号の規定による要件及び基準に適合していること並びに地域向け子育て支援施設の供用が開始されていることを認めたときは、認定証（別記第7号様式）により認定し、その旨を公表することができる。

2 前項の規定による公表方法については、第6条第3項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による認定については、認定後、必要に応じ、第2条第1号の

要件及び基準の適合確認を行うものとする。

- 4 市長は、第1項による認定をしないときは、認定しない旨の通知（別記第8号様式）により事業者又は計画認定事業者はその旨通知する。

#### （変更等の届出）

**第11条** 計画認定事業者及び本認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、第6条第2項又は第10条第1項の規定による認定以降、第2条第1号の規定による要件若しくは基準に係る事項を変更する場合、建設を中止する場合又は建築物の全部若しくは一部を用途変更する場合は、変更等届出書（別記第9号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

#### （認定の取消し）

**第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6条第2項又は第10条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号の規定による要件及び基準に適合しなくなった場合
- (2) 認定事業者から認定の取り消しの申出があった場合
- (3) 当該建築物が滅失した場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定等取消通知書（別記第10号様式）により認定事業者に通知するとともに、その概要を公表することができる。

3 前項の規定による公表方法については、第6条第3項の規定を準用する。

#### （市の責務）

**第13条** 市は、地域向け子育て支援施設の設置者等に対し、必要に応じて指導する等、地域向け子育て支援施設が適正な状態に保たれるように努めなければならない。

2 市は、横浜市地域子育て応援マンションの所有者等に対し、マンションの適正な維持管理に関する情報提供をする等支援に努めなければならない。

3 市は、子育て世帯の居住に適した集合住宅が広く普及するよう、適宜、事業者やその他民間土地所有者等に対し、子育て支援施設整備等に関する情報提供を広く行うよう努めなければならない。

#### （認定事業者の責務）

**第14条** 認定事業者は、横浜市地域子育て応援マンションとして認定された時点における仕様等の水準を維持、向上させるよう努めなければならない。

2 認定事業者は、横浜市地域子育て応援マンションにおいて、子育て世帯であることを事由としてその入居を拒んではならない。転貸する場合についても同様とする。

#### （市、認定事業者及び市民の協力及び連携）

**第15条** 市、認定事業者及び地域住民は、相互に協力及び連携し、子育てしやすい住環境の形成に努めることとする。

(報告、立入等)

第16条 事業者又は認定事業者は、この要綱の施行のため必要な限度において、市長から求めがあった場合、横浜市地域子育て応援マンションに関する計画、施工の状況又は維持管理の状況について報告をするものとする。

2 事業者又は認定事業者は、この要綱の施行のため必要な限度において、市長から求めがあった場合、横浜市地域子育て応援マンション又はその建築工事現場に立ち入り、検査し又は関係者に対し必要な事項について質問することを妨げないものとする。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 平成25年1月4日までに認定した横浜市地域子育て応援マンションにおける認定の期間に係る規定については適用しないものとする。

別表1 認定申請書に添える設計関係図書（第6条第1項第2号関係）

図書の種類		明示すべき事項
1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
2	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、駐車施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、並びに敷地外から地域向け子育て支援施設の出入口に至る動線
3	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
4	床面積求積図	住戸部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算式及び各住戸の専有面積
5	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通ずる出入口の位置
6	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種類
7	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
8	昇降機が有る場合、昇降機及び昇降ロビーの詳細図	縮尺、移動等円滑化経路の構造方法及び寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、移動等円滑化経路の位置及び構造方法、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	要領に定める基準に適合することの確認に必要な図書	界床の遮音性能
11	要領に定める推奨項目に適合することの確認に必要な図書	推奨項目に係る事項
12	横浜市福祉のまちづくり条例が適用される建築物の場合、当該条例に適合していることを証する書面	当該条例に適合していること
13	横浜市市街地環境設計制度が適用される建築物の場合、当該制度の規定に適合していることを証する書面	当該制度の規定に適合していること

14	緑の環境をつくり育てる条例が適用される建築物の場合、当該条例に適合していることを証する書面	当該条例に適合していること
----	---	---------------

※上表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示した場合は、当該図書に明示することを要しない。この場合において、各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を他の図書に明示したときは、当該図書を申請書に添えることを要しない。

別表2 本認定申請書に添える設計関係図書（第7条第1号、第8条第1号関係）

図書の種類		明示すべき事項
1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
2	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、駐車施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、並びに敷地外から地域向け子育て支援施設の出入口に至る動線
3	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
4	床面積求積図	住戸部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算式及び各住戸の専有面積
5	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通ずる出入口の位置
6	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種類
7	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
8	昇降機が有る場合、昇降機及び昇降ロビーの詳細図	縮尺、移動等円滑化経路の構造方法及び寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、移動等円滑化経路の位置及び構造方法、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	要領に定める基準に適合することの確認に必要な図書	界床の遮音性能
11	要領に定める推奨項目に適合することの確認に必要な図書	推奨項目に係る事項
12	建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証	当該法に適合していること
13	建築基準法第7条の6第1項第一号又は第二号の規定に適合していることを証する書面	当該規定に適合していること
14	地域向け子育て支援施設の営業許可証 等	供用開始していることを証すること。